【1994 年 2 月 21 日】年金改正案要綱(政府原案)に対する見解
日本労働組合総連合会

年金改正案要綱(政府原案)に対する見解

1994 年 2 月 21 日

日本労働組合総連合会　年金改革闘争本部
本部長　鷲尾悦也

1、　国民年金制度および厚生年金制度改正案要綱が、2 月 17 目、厚生大臣より年金審議会に諮問され、94 年度年金改正における政府原案の全体像がほぼ明らかになった。

2、　連合は、今回の年金改革にあたり、「年金改革基本方針」を明らかにし、60 歳を起点とした多様な連銀と生活安定の確保に向けた積極的かつ具体的な提案を行い、その実現について連立与党と行政府に対し繰り返し要請してきた。

3、　その結果、政府原案では、かつての自民党政権下で提案された「年金 65 歳支給を基本形とする繰り上げ減額支給制度」が排除されたこと。また、在職老齢年金の就労評価型への改善・基礎年金額などの引き上げ、老齢厚生年金と遺族厚生年金との調整緩和をはじめとする遺族年金・障害年金の改善、育児休業中の保険料本人負担の免除・年金資金貸付制度の創設・沖縄の厚生年金の格差是正措置など、われわれの提案が前向きに受けとめられたことについては積極的に評価する。

4、　しかし、60 歳台前半の年金〈いわゆる「別個の給付」〉については、定年・雇用と年金の結合が不十分であること、また、労使が求めている基礎年金の国庫負担率の引き上げ等が見送られていることは残念であり、政府原案の修正・補強を強く求めたい。

5、　特に修正を求める内容は次の 5 項目である。

（1）　60～64 歳の『別個の給付」については、定年後に働くことを希望しても働く場がないなど、働くことが困難な場合には、差行通り満額の年金を支給する措置を講じること。

（2）　在職老齢年金については、在職審に対する一律 2 割の年金カットを撤回すること。

（3）　雇用保険の失業給付受納著に対する年金の支給停止については、少なくとも、60 歳台前半層の雇用機会の確保と公的年金制度の一元化の展望が明らかになるまで実施

しないこと。

（4）　雇用保険制度に新設される高年齢雇用継続給付と年金の調整については撤回すること。

（5）　新制度については、次期財政再計算(1999 年まで艦実施)時に、高年齢者雇用と基礎年金の国庫負担の状況をふまえて見直すことを明記すること。

6、また、特に補強すべき内容は次の 3 項目である。

（1）　基礎年金の国庫負担率の引き上げを明らかにすること。

（2）　21 世紀高齢社会への福祉ビジョンを明らかにすること。

（3）　希望すれば少なくとも 66 歳まで働けるような高年齢者雇用ビジョンを明らかにすること。

7、　連合は、以上の「5 つの修正・3 つの補強」の実現に向けて、第 6 回中央執行委員会決定にもとづき、当面する年金審議会と社会保障制度審議会での審議において積極的な意見反映に取り組むとともに、与党各党と政府への粘り強い要請活動など間断なき大衆行動の展開に取り組む。

8、　このため、本日を期して「年金改革対策本部」を「年金改革闘争本郡」に改組し、今後の取り組みを強化する。